

# 平成 年度 村・都民税申告書

(上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書)

納税義務者 住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ (印)

電話： \_\_\_\_\_

## ○確定申告した上場株式等の所得

		住民税の配当割額控除額、もしくは、株式等譲渡所得割額控除額	
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等 (源泉徴収ありの特定口座内のもの)		円	円

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税 15.315% (復興特別所得税分含む) と住民税 5% の合計 20.315% の税率であらかじめ源泉徴収 (特別徴収) されているものです (所得税 20.42% を源泉徴収されているものは対象ではありません)。また、所得税の確定申告において、上記の表の住民税の配当割額控除額や、株式等譲渡所得割額控除額の記載誤り・記載漏れなどがあり、上場株式等の所得と判断できない場合、確定申告書の区分で住民税を課税することがあります。

※当該年分の所得税確定申告書第二表の写しを添付してください (本申出時点において、賦課資料として村ですでに取得・保有している場合には添付省略可能です)。  
※提出期限は3月15日ですが、お早目に提出してください。提出期限を過ぎ、当該年度分の納税通知書が届いている場合には、提出されても無効になります。

申告不要制度、もしくは、以下の課税方式を選択します (□に✓してください)。

- 上記の上場株式等の配当所得について、住民税では申告しません。
- 上記の上場株式等の配当所得について、住民税では以下の所得として申告します。

※ 総合課税もしくは分離課税の選択する方法に  を記入してください

上場株式等の配当所得等	総合課税 <input type="checkbox"/>
	分離課税 <input type="checkbox"/>

- 上記の上場株式等の譲渡所得について、住民税では申告しません。
- 上記の上場株式等の譲渡所得について、住民税でも分離課税分として申告します。